

改正後						改正前					
別表 2						別表 2					
収用証明書の区分一覧表						収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考		区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
②7		..	..	..	※1	②7		..	..	..	※1
	(イ) 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 4 号《定義》に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第 4 号の 2 に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（※ 1）、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第 62 条第 1 項《社会福祉施設の設置》に規定す				(1) (2) (3) (4) 同条第 14 項に規定する就労移行支援 (5) 同条第 15 項に規定する就労継続支援 (6) 同条第 18 項に規定する共同生活援助 ※ 2		(イ) 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第 4 号の 2 に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（※ 1）、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設（※ 2）並びに児童福祉法第 43 条に規定する児				(1) (2) (3) (4) 同条第 13 項に規定する就労移行支援 (5) 同条第 14 項に規定する就労継続支援 (6) 同条第 17 項に規定する共同生活援助 ※ 2

改 正 後						改 正 前					
		る社会福祉施設（※２）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する児童発達支援センター				児童発達支援センター					
	(ロ)	地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項《定義》に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次の(ホ)において同じ。）				(ロ) 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次の(ホ)において同じ。）					
	(ハ)					(ハ)					
	(ニ)					(ニ)					
	(ホ)					(ホ)					

改 正 後	改 正 前
<u>附 則</u> <u>(経過的处理い…改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の「別表 2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄㉔」</u> <u>の取扱い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改</u> <u>正する法律（令和 4 年法律第104号）附則第 1 条第 4 号に定める日（令和 7 年10月 1 日）</u> <u>から適用する。</u>	(新 設) (新 設)